**教育振興基本計画　後期事業計画策定に向けて**

資料６

**◇地域と学校の連携・協力体制の整備と普及啓発活動の実施**

○　平成２９年４月、社会教育法が一部改正。

『主な改正内容』　⇒　「地域学校推進活動の推進」　　　※別添参考資料参照

○　改正社会教育法を踏まえ、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤とした、地域学校協働活動の推進を盛り込むことが適当。

　○　事業目標としては、地域学校協働活動を推進するための継続的な研修等の実施や、連携・協力の成功事例等の収集・発信等が一例として考えられる。

　○　現行指標である「学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動によく参加してくれると回答している学校の割合」については、「倍増をめざす」目標値に対し、実績値は小学校、中学校とも大きく下回る一方で、中学校では全国平均値を上回っている。地域学校協働活動の指標として妥当かどうかも含めて検討が必要。

**◇地域人材との連携による子どもたちの学びの支援**

○　現行事業概要に記載している「子どもたちの体験活動や地域の大人と関わる場づくり等の推進」及び「子どもたちの学ぶ意欲の向上」と、現行事業目標である「ボランティア等による授業サポート」との整合性が明確でないこと、事業内容に対し事業目標が学習（授業）支援に偏重していることが課題。

○　事業目標としては、広く活動の成功事例を収集し、情報提供することが一例として考えられる。

**◇放課後等の子どもたちの体験活動や学習活動等の場づくり**

○　放課後子ども教室（おおさか元気広場）の取組みは継続して実施することが適当。

○　但し、府立支援学校については、児童の放課後ディサービスの利用が増加していること、通学バス等の都合で放課後は限られた児童しか参加できないこと、地域ボランティアだけでは運営が難しい現状があることがわかった。

　　　これらを踏まえ、学校（児童・保護者等）や地域の実情、ニーズに応じて実施していく視点が必要。